

漁船の設備基準等について

平成19年 7月26日 19水管第1366号（水産庁長官）
（一部改正） 令和 2年11月27日 2水管第1586号（水産庁長官）

総トン数20トン以上の漁船に係る漁船の設備基準等については、漁業法（昭和24年法律第267号）、総トン数20トン以上の漁船に係る漁船の設備基準（平成19年7月25日農林水産省告示第960号）等の定めによるほか、次の別紙1から別紙3までによるものとする。

別紙1 漁船の設備基準取扱要領

別紙2 漁船の設備基準における諸室の配置及び設備についての留意事項

別紙3 「労働居住環境向上のための漁船設備改善設計審査委員会」設置要領

なお、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第8条第1項の規定により東シナ海はえ縄漁業、大西洋等はえ縄等漁業、太平洋底刺し網等漁業、かじき等流し網漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びずわいがに漁業の許可を受けたものとみなされる者の使用する船舶であって、この通知の施行の際現に改正後の漁業法第41条第1項第5号の農林水産大臣が定める基準（漁船の設備基準）に適合していないものは、この通知の施行の日以後船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和56年運輸省令第47号）附則第4項に規定する修繕が行われるまでの間は、同条の農林水産大臣が定める基準（漁船の設備基準）に適合しているものとみなす。

附 則（令和2年11月27日2水管第1586号）

この通知は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。

(別紙1)

漁船の設備基準取扱要領

漁船の設備基準の取扱いについては、総トン数20トン以上の漁船に係る漁船の設備基準(平成19年7月25日農林水産省告示第960号。以下「告示」という。)の定めによるほか、次に定めるところによるものとする。

1. 風雨等からの保護に関する設備

「外部からの暑熱、寒気、湿気、ガス、過度の騒音、悪臭等から確実に隔離されていること」の「外部」には、工場、機関室、調理室が含まれるものとする。ただし、食堂と調理室の関係については、この限りではない。

[告示1の(1)]

2. 居室の設備

(1) 居室に設けられる非常口は、次のような構造と機能を有しなければならないこととする。

[告示2の(2)]

イ 脱出のための経路及びばく露部への開口部が漁具等の障害物により、ふさがれるおそれのない場所に設けられ、かつ、開口部に設ける蓋等の開閉金具は、さび等により開閉が阻害されない構造又は材質のものであること。

ロ 告示2の(2)に規定する非常口の開口部の寸法には、手掛り、ステップ等の部分は含まないものとする。

(2) 居室のげん窓のカーテンに代わるものとは、ブラインド等のカーテン同様に遮光ができるものであること。

[告示2の(7)]

(3) 「寝台にかえて乗組員が睡眠をとることができる設備」とは、他の乗組員の活動に妨げられることなく横臥し睡眠が取れる場所が確保されているものであること。

[告示2の(8)]

(4) 「寝台の上面から天井ビームの下面」に係る「寝台の上面」とは、「マット又はこれに代わるもの」の上面とする。また、「床面から寝台上面までの垂直距離」に係る「寝台上面」とは、「マット又はこれに代わるもの」を含めず、寝台上面とする。なお、「マット又はこれに代わるもの」の厚さは5 cm以上とする。

[告示2の(11)]

(5) 「壁及びカーテン又はこれに代わるもの」とは、引き戸など外部との遮断ができるもの、また、「マット又はこれに代わるもの」とは一定の柔軟性を有する布団等の敷物であること。

[告示2の(13)]

(6) ロッカーの備え付けの「適当な場所」とは、寝室に設置することが困難な場合であり、かつ、他人の寝室内やばく露部を経由しないで使用できる食堂又はロッカー室等共用の場所とすること。

[告示2の(16)]

(7) 「カーテン、コーミング等で仕切られていること」とは、調理室からの暑熱、寒気、湿気、ガス、過度の騒音、悪臭等からある程度の隔離ができるものであること。

[告示2の(19)]

(8) 「腰掛けに代わるもの」とは、一人当たりのスペースが確保された座布団、クッション

ョン等をいう。

[告示2の(21)]

(9)「休憩及び娯楽のための設備」とは、テレビ、ラジオ等の器具及び食事用以外のソファ、机等をいう。

[告示2の(23)]

3. 調理室の設備

(1)「十分な広さ」とは、人が通り抜けるような場所の間隔が可能な限り0.6メートル以上確保するものとし、調理室にあつては調理を行うに支障のないスペースが確保されていることをいう。操だ室の広さも同様とする。

[告示3の(1)、告示4の(2)]

(2)プロパンガス又はブタンガスの容器は、ばく露甲板で、外部の熱源及び外部の衝撃から保護するため設計された遮蔽場所に保管されるものとする。

[告示3の(3)]

4. 食料庫等の設備

食料庫、食料用冷蔵庫及び食料用清水タンクにおける「予定航海日数」は別表に定める日数以上とする。ただし、他の項目における「予定航海日数」はこの限りではない。

[告示5の(1)(2)(3)]

5. 保健衛生に関する設備

(1)洗面所には「洗面器」の数に見合う数の清水コックが設けられていなければならない。また、浴室に設ける洗面の設備とは、洗面器及び清水コックが設けられているものとする。

[告示6の(5)]

(2)便所の「換気装置」は便所の天井又は周壁に直接自然換気装置を設置できない場合には、動力式の換気装置でなければならない。

[告示6の(19)]

別表（別紙1の4関係）

食料庫等の容積算出をするための基準となる航海日数

漁船総トン数 ^(注)		50	80	100	120	126	150	160	185	200	250	300	400	500	550	550
大臣許可漁業の種類		トン未満	トン以上													
沖合底びき網漁業		6	7	7	7	7	15	15	15	—	—	—	—	—	—	—
以西底びき網漁業		6	9	9	32	32	35	35	35	—	—	—	—	—	—	—
遠洋底びき網漁業		15	15	15	15	15	15	15	15	15	65	65	65	65	65	65
東シナ海はえ縄漁業		7	7	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大西洋等はえ縄等漁業		40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
太平洋底刺し網等漁業		10	10	10	10	10	10	10	30	35	35	35	35	60	60	60
大中型まき網漁業	1 そうまき	5	10	22	25	25	25	25	25	25	30	38	40	40	40	40
	2 そうまき	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
捕鯨業		5	5	—	—	—	10	11	11	15	18	20	22	24	25	25
かじき等流し網漁業		5	5	5	5	5	5	5	5	5	—	—	—	—	—	—
東シナ海等かじき等流し網漁業		5	5	5	5	5	5	5	5	5	—	—	—	—	—	—
かつお・まぐろ漁業	釣り	7	9	10	12	12	15	15	15	20	25	30	34	38	40	40
	浮きはえ縄	30	40	45	45	45	45	62	62	68	74	84	100	107	111	111
中型さけ・ます流し網漁業		16	19	25	30	30	30	30	30	—	—	—	—	—	—	—
北太平洋さんま漁業		5	5	5	5	5	5	5	5	5	—	—	—	—	—	—
ずわいがに漁業		1	1	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日本海べにずわいがに漁業		8	8	10	10	10	10	10	10	10	—	—	—	—	—	—
いか釣り漁業		30	30	30	30	30	30	30	30	30	74	84	90	90	90	90

(注1)：別紙3による大型化を行う場合は、その増加トン数を除いたものとする。

(注2)：沖合底びき網漁業の許可等に関する取扱方針における作業環境改善のための大型化を行う場合は、その増加トン数を除いたものとする。

(注3)：総トン数がこの表の中間にあるものにあつては、按分により算出される日数の小数第1位を切り上げた日数とする。

(別紙2)

漁船の設備基準における諸室の配置及び設備についての留意事項

1. 居室の配置は次のとおりとすること。
 - (1) 航海日数が45日以上漁船の居室は、船首乾げん甲板下(魚そう前部)に配置しないこと。
 - (2) 総トン数が100トン以上の漁船の居室は、船尾垂線(船の長さの後部基点をいう。)より後方に配置しないこと。
 - (3) 総トン数が111トン以上のまき網漁船にあつては、船長及び通信長の寝台並びに休憩及び娯楽のための場所を上甲板上に配置すること。
2. 常用出入口の甲板開口は、寝台、机等にかからないよう配置すること。
3. 調理室に備える湯沸器は、電気ポットに代えることができるものとする。
4. 食料庫から調理室への食料の運搬について、ばく露部を経由する配置の場合は、調理室又はその附近に小出し食料庫を設けること。
5. 浴室(シャワー室を含む)は閉囲した場所とすること。
6. 便所床面から天井までの高さは、1.60m以上とすること。
7. 長期航海を行う漁船の清水タンク内の清水の衛生管理については、乗組員の保健上重大な影響があるので、直接飲用に供する清水については、いったん煮沸するか、適当な滅菌装置を備える等の措置を講ずること。
8. 漁船の居室の天井、床、側壁及び防熱材の材料は、火災の場合大量に煙又は有毒ガスを発生する恐れのある材料の使用を避けること。
9. 船舶に設ける梯子、階段(特に居室への出入口に使用するもの。)は、できる限り傾斜梯子又は緩傾斜(60度以内)の階段とし、これに有効な手掛り又は手すりを設けること。
10. 暖房調理等のため、プロパンガス等を燃料とする器具を設置した場所に備えるガス漏れ警報器については、その器具に付属する取扱説明書等により作動確認を履行するとともに、品質の保証期間を経過したものを使用しないこと。
11. 機関室内の機器は、機器の取扱い、点検及び保守等に支障のないよう配置されていること。

(別紙3)

「労働居住環境向上のための漁船設備改善設計審査委員会」設置要領

1 趣旨

今般、労働居住環境の改善のため、昭和47年5月1日農林省告示第668号(総トン数20トン以上の漁船に係る漁船の設備基準を定める件)については、全部改正(平成19年7月25日農林水産省告示第960号。以下「新設備基準」という。)され、これに伴い、「漁船の設備基準の適用等に伴う漁船の大型化に関する取扱方針について」(昭和42年7月13日付け42水漁第5040号)が全部改正(平成19年7月26日付け19水漁第1418号。以下「取扱方針」という。)された。

この「新設備基準」に適合するものとするための、又はこれに加え取扱方針別紙「労働居住環境の改善のための漁船の設備基準(任意基準)について」と適合するものとするための大型化については、これまで漁業種類ごと、階層ごとに増加トン数を一律に認めていたが、今回の取扱方針においては、漁獲能力の増大に直接影響しないと認められた増加トン数をその限度として個別に算定することとしている。

したがって、「新設備基準」等を適用することにより大型化する漁船の建造等許可の申請(漁船法(昭和25年法律第178号)第4条)があった場合には、「新設備基準」等を適用することに伴う漁船の大型化が適切に行われているかどうかを個別案件ごとに技術的に審査し、その結果を踏まえて漁船建造等の許可を行う必要がある。

このため、漁船建造等の許可をするに当たっては、「新設備基準」等を適用することに伴う漁船の大型化の適否について、透明性を確保しつつ、別途審査を行う必要があることから、水産庁に新たに「労働居住環境向上のための漁船設備改善設計審査委員会」(以下「委員会」という。)を設置することとする。

2 審査項目

- ・「新設備基準」等の適用状況
- ・新造・改造による漁獲能力の増大の有無
- ・漁船設備の改善による不必要な増加トン数の有無

3 運営

- (1)「委員会」は水産庁資源管理部長が招集する。
- (2)「委員会」は、水産庁、学識経験者、関係団体等によって構成する。
- (3)「委員会」に係る事務は水産庁資源管理部漁業取締課漁船管理班において行う。
- (4)「委員会」は非公開とする。

4 開催日程

委員会の開催は、当該案件の申請状況に応じて適宜開催する。